

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	14	担当課	農地整備課
法令名	地すべり等防止法	根拠条項	382	不利益処分の種類	負担金の滞納金請求	
<p>(延滞金) 第十二条 法第三十八条第二項(法第四十五条第一項において準用する場合を含む。)に規定する延滞金は、同条第一項(法第四十五条第一項において準用する場合を含む。)に規定する負担金の額につき年十・七五パーセントの割合で、納期限の翌日からその負担金の完納の日又は財産差し押えの日の前日までの日数により計算した額とする。</p>						